

番 号：170481

国 名：カメルーン

担当部署：地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名：地域住民の在来知と生態学的手法の協働と共創による革新的な森林資源マネジメントの確立と実装 詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27MM
- (3) 業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 23日、整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月16日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	森林分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	カメルーン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

コンゴ河流域地域はアマゾンに次ぎ世界第二位の熱帯林面積を有し、生息するゴリラ、チンパンジー、マルミミゾウ等、希少かつ絶滅の危機に瀕した哺乳類を含め、その高度な生物多様性により国際的な注目を集めている。一方、そこに暮らす住民は、食糧、燃料、医薬品等の多くを森林の資源に依存しており、野生動物やブッシュミート（野生動物の肉）は、タンパク質源や収入の獲得手段として重要な役割を担っている。近年、森林伐採用道路が急速に拡大しており、密猟者、及びブッシュミート交易人の移動を容易にし、森林地域の住民自身もブッシュミート交易のネットワークに組み込まれている。こうした中、カメルーン政府は野生生物保護と熱帯林の持続的自然資源管理に向けた方策を実施しており、南東部カメルーンでは、1990年代後半以降、野生生物管理プロジェクトが実施され、3カ所の国立公園が設置された。近年ではカメルーン、ガボン、コンゴ共和国の国境に近接する自然保護地域の統合的管理を行うTRIDOM (Tri-National Dja, Odzala-Kokoua, Minkébé) プログラムが実施されている。一方、野生生物管理プロジェクトの当初の方針は地域住民による自給自足のための狩猟をも厳格に管理するものであり、地域住民の森林資源に対する伝統的な権利への配慮を欠くものであった。

我が国が2016年まで科学技術協力案件（SATREPS）として実施した「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理」では、農業生産性を増大させると共に非木材林産物（NTFPs）の持続的利用による森林保全の取組を行ってきた。この経験を踏まえ、今般、ブッシュミートの持続可能な利用を確立することに焦点を当て、これを軸として多様なNTFPsの利用を取込んだ森林資源マネジメントモデルを構築することを目指すSATREPS「地域住民の在来知と生態学的手法の協働と共創による革新的な森林資源マネジメントの確立と実装」が農業開発研究所（IRAD）をC/P機関として要請された。

本詳細計画策定調査では、要請の背景を詳細に確認し、プロジェクト内容の検討に必要な情報収集を行い、プロジェクトの内容を先方政府と協議の上、合意文書を締結することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員や参画研究機関と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、担当する業務部分について報告書を取り纏めて提出する。なお、JICA事業評価における基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年8月下旬～9月上旬）

- ① 要請書や関連文書・報告書の収集・分析や、関係者へのヒアリングを通じ、要請背景・内容、先行関連案件である技術協力プロジェクト「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理」(FOSAS)」（SATREPS）の報告書等から本事業における参考情報を収集する。
- ② ①を踏まえ、現地で収集・整理すべき情報を検討し、カメルーン側関係機関（IRAD、チャン大学、森林・動物省（MINFOP）、環境・自然保護・持続的開発省、東部州土地・環

- 境・農村開発局（MINEPDED））や他ドナー（WWF、UNDP、GIZ等）等に対する質問票（案）（英文。フランス語訳が必要な場合はJICAにて英語からフランス語に翻訳する。以下同じ）を作成する。質問票はJICAカメルーン事務所を通じて配布する。
- ③ ①及び②を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。また、主に担当分野について、JICAによる対処方針（案）の作成に協力する。
 - ④ PDM(案)（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、協議議事録（M/M）（案）（英文）の作成に協力する。
 - ⑤ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2017年9月上旬～9月下旬）

- ① JICAカメルーン事務所との打合せを行う。
- ② カメルーン側関係機関に対し、調査の方法・手順、評価基準についての説明を行う。
- ③ カメルーン側関係機関や他ドナー等から質問票を回収・分析、ヒアリングするとともに、下記の情報・資料を収集し、現状を把握・分析する。
 - ア. カメルーンの開発計画・政策・制度（野生生物保全・保護区管理、森林保全、東部州地域開発、気候変動、農林業等に関連するもの）
（注）対象地域は、東部州ブンバ・エ・ンゴコ県の想定である。
 - イ. 上記アの分野における開発動向
 - ウ. 上記②の関係機関の体制（役割、人員、組織体制、普及体制、予算等）
 - エ. 上記アの分野における他ドナー・機関の援助動向
 - オ. 東部州における案件関連分野の動向
- ④ 対象地域の住民に対してヒアリングを行うとともに、本事業におけるサテライトステーション（会議場兼宿泊場）設置用地の確保にかかる実施機関による地域関係者等との協議支援も行う。
- ⑤ 現地調査や面談や視察後、その結果をとりまとめ、調査団内に共有する。
- ⑥ 中間報告を取りまとめ、他団員に報告する。
- ⑦ 調査団内及びカメルーン側関係機関と協議の上、（1）④で作成されるPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、M/M（案）（英文）の改定を支援すると共に、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価を行い、現地調査報告書（和文）の当該部分に反映させる。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果をとりまとめ、JICAカメルーン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2017年10月上旬～下旬）

- ① 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 案件概要表（案）（和文）、リスク管理チェックシート（案）（和文）（様式はJICAから提供する）及び事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書を作成する（収集資料含む）。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。成果品は電子データにて提出する。

- （1）担当分野に係る現地調査報告書（和文）（PDM案（和英）及びPO案（和英）含む）
- （2）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（事前評価表案含む）（案）（和文）（面談・視察記録、収集資料含む）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2017年6月）」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本～パリ～ヤウンデ～パリ～日本を標準とし、最も効率的、経済的な経路を選択してください。但し、昨今のトルコの空港爆破事件を受け、トルコ経由の航空経路は控えて下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年9月2日～9月24日頃（移動を含む）を予定しています。JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 研究総括（JST）
- ウ) 協力企画1（JICA）
- エ) 協力企画2（JICA）
- オ) 研究代表1（京都大学）
- カ) 研究代表2（京都大学）
- キ) SATREPS計画・評価1（JST）
- ク) SATREPS計画・評価2（JST）
- ケ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAカメルーン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
なし（基本的に予約は本業務従事者が直接行います。ただし、業務を円滑に実施するため、他団員と同一宿泊先となるようしてください。他団員の宿泊先についてはJICAから宿舎に関する情報を提供します）
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
あり（必要に応じて英語～フランス語）
- オ) 現地日程のアレンジ
基本的にはJICAがアレンジします。一部、現地調査中に直接団員がアレンジする日程もあります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①公開資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・2017年度「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/press/2017/20170511_01.html

・カメルーンの関連案件情報は下記のとおり。

「技術協力プロジェクト「カメルーン熱帯雨林とその周辺地域における持続的生業戦略の確立と自然資源管理」(FOSAS)」（SATREPS）」詳細計画策定調査報告書、中間レビュー調査報告書、終了時評価調査報告書

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000646/reports.html>

②貸与資料

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム（TEL:03-5226-9537、担当：川妻）にて貸与します。

- 要請書（写）

(3) その他

- ① 詳細計画の評価分析の業務経験を有することが望ましいです。
- ② 語学力については、フランス語ができるとなお望ましいです。
- ③ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAカメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上